

議案第39号

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更したいので、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年6月11日提出

天理市長 南 佳 策

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月10日奈良県指令市町村第1118号）の一部を次のように変更する。

別表第2備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、関係市町村の協議が整った日から施行する。

（経過措置）

- 2 変更後の奈良県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、平成25年度以後の関係市町村の負担金の額について適用し、平成24年度までの関係市町村の負担金の額については、なお従前の例による。